

医療機関の勤務環境の改善に関する取組[愛媛県](※平成30年8月現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	愛媛県医療勤務環境改善支援センター 【TEL:089-993-7831】	愛媛県医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療経営の専門家・労務管理の専門家が、医療機関に対し、勤務環境の改善に向けた相談・助言等を無料で実施します。
	厚生労働省愛媛労働局 助成金センター(職業対策課分室) 【TEL:089-987-6370】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース) (介護福祉機器助成コース) (介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)	事業主が、雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度の導入等による雇用管理改善を行い、人材の定着・確保を図る場合に助成するものです。 また、介護事業主が介護福祉機器等の導入等を通じて、離職率の低下に取り組んだ場合や、介護事業主または保育事業主が労働者の職場への定着の促進に資する資金制度の整備を通じて、介護労働者や保育労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成対象となります。
		人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース)	事業主団体が、その構成員である中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。
		人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。
		人材確保等支援助成金 (設備改善等支援コース)	生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を実現した企業に対して助成するもの。
	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 【TEL:089-912-2502】	働ナビえひめ(愛媛県働き方改革包括支援プラザ)	仕事と家庭生活の両立支援、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進など企業が取り組む働き方改革について、窓口相談や個別訪問、労働局等の関係機関職員による相談会等を通じてワンストップで支援します。
愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 地域看護係 【TEL:089-912-2406】	看護職員就業環境改善事業	看護職員の職場定着を目的として、勤務環境改善に関する研修会等を行います。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省愛媛労働局雇用環境・均等室 【TEL:089-935-5222】	時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	労働時間等の設定の改善(※)により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。  ※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。
		時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	時間外労働の上限設定に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。
		時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善(※)及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。  ※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。
		時間外労働等改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)	労働時間等の設定の改善(※1)を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバル(※2)の導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成するものです。  ※1 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。  ※2 本助成金でいう「勤務間インターバル」とは、休憩時間数を問わず、就業規則等において「終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めているもの」を指します。なお、就業規則等において、〇時以降の残業を禁止し、かつ〇時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により、終業から次の始業までの休憩時間が確保される場合においては、当該労働者について勤務間インターバルを導入しているものとします。一方で、〇時以降の残業を禁止、〇時以前の始業を禁止とするなどの定めのみの場合には、勤務間インターバルを導入していないものとします。
		時間外労働等改善助成金 (団体推進コース)	中小企業事業主の団体やその連合団体が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです。
		業務改善助成金	業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。
		両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	助成金の対象となる事業所内保育施設の新規計画の認定申請受付を停止しているため、記載を省略します(すでに計画認定をしている施設については継続して支給します)。新たに事業場内保育施設の設定等を行う場合は、企業主導型保育事業(内閣府)による助成制度の活用をご検討ください。  ◆企業主導型保育事業 助成金申請の問い合わせ先 公益財団法人 児童育成協会 両立支援事業部【TEL:03-5766-3801】
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。 又、子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得出来る休暇制度を導入し、男性が育児目的の休暇を取得しやすい職場作りのための取組を行い利用させた事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業法を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。
		両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。
<申請窓口> 厚生労働省愛媛労働局雇用環境・均等室 【TEL:089-935-5222】 ↓ <審査等に関する技術的事項などの問い合わせ・書類審査> 厚生労働省愛媛労働局労働基準部健康安全課 【TEL:089-935-5204(内線472)】		受動喫煙防止対策助成金	事業場の室内及びこれに準ずる環境において労働者の受動喫煙を防止するために実施する喫煙室の設置等の事業を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。
愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 【TEL:089-912-2502】		ワーク・ライフ・バランス促進セミナー	事業主、管理職等を対象として、多様な人材の活躍できる雇用環境の整備に向け「ワーク・ライフ・バランス促進セミナー」を実施しております。

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	ハローワーク松山(松山公共職業安定所) 【TEL:089-917-8609】 ※ 自動音声案内 部門コード 41	「人材確保対策コーナー」における無料の職業相談等	福祉(介護、医療、保育)など雇用吸収力が高い分野への就職支援を行うとともに、就職面接会・仕事説明会やセミナーの開催などにより求職者と求人(事業所)のマッチングを図り、求人充足を支援しています。 ※専門のコーナーの無い他のハローワークでも同様の職業相談・取組を行っています。
	ハローワークプラザ松山 まつやまマザーズコーナ 【TEL:089-913-7401】	「マザーズコーナー」における無料の職業相談等	子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子供連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制(希望により相談時間の予約が可能)による職業相談、保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。 ※専門のコーナーの無い他のハローワークでも職業相談を行っています。
	ハローワークプラザ今治 いまばりマザーズコーナー 【TEL:0898-31-8600(代)】		
	ハローワーク新居浜(新居浜公共職業安定所) にいばママザーズコーナー 【TEL:0897-34-7100(代)】		
	愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 地域看護係 【TEL:089-912-2406】	病院内保育施設整備費補助金	医師、看護師等の病院職員の確保、再就業支援のため、院内保育所の整備等に対して助成します。
院内保育運営費補助金		医師、看護師等の病院職員の確保、再就業支援のため、院内保育所の運営費に対して助成します。	
新人看護職員研修事業費補助金		新人看護職員の質の向上や早期離職防止を図るための研修費用に対し、助成します。	
愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 医療政策グループ 【TEL:089-912-2449】		ドクターバンク事業	ドクターバンクセンターの運営により、病院・診療所の求人情報を登録するとともに、医師の希望条件等を登録し、勤務に至るまでの斡旋を行います。
(公社)愛媛県看護協会 愛媛県ナースセンター 【TEL:089-924-0848】		ナースセンター事業	看護職員の求人、求職斡旋や情報提供、未就業看護職員に対する再就業のための研修等を実施します。看護に関する普及啓発を行います。
キャリアアップ・人材育成	愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 地域看護係 【TEL:089-912-2406】	看護職員研修事業	看護職員の質の向上及び技術の普及を図るための各種研修会を実施します。
		中小病院等看護職員離職防止支援事業	中小病院の看護職員離職防止を支援するため、実態調査等を実施し、支援策を検討します。
		看護職員再就業支援事業	求職をしていない者も含めた潜在看護師に対し、研修、情報提供、相談、職業紹介等を強化します。
	厚生労働省愛媛労働局 助成金センター(職業対策分室) 【TEL:089-987-6370】	キャリアアップ助成金 (正社員コース) (賃金規定等改定コース) (健康診断制度コース) (賃金規定等共通化コース) (諸手当制度共通化コース) (選択的適用拡大導入時処遇改善コース) (短時間労働者労働時間延長コース)	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。
		人材開発支援助成金 (特定訓練コース) (一般訓練コース) (特別育成訓練コース)	雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。 ・若年労働者への訓練、OJT付き訓練などの実施 ・有期契約労働者等の人材育成に取り組んだ場合 など
	厚生労働省愛媛労働局 訓練室 【TEL:089-900-5244】	人材開発支援助成金 (教育訓練休暇付与コース)	雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。 ・有給教育訓練休暇等制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
その他	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 【TEL:089-912-2502】	えひめ子育て応援企業認証制度	仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業を県が認証しPRすることで、当該企業の社会的評価の向上と企業の自発的取組を促進する制度です。
		えひめ子育て応援リーダー企業コンテスト	特に積極的に両立支援に取り組む企業を「えひめ子育て応援リーダー企業」として決定し、知事賞等を授与します。受賞企業は、ワーク・ライフ・バランス促進セミナーで取組みをPRできます。
	厚生労働省愛媛労働局雇用環境・均等室 【TEL:089-935-5222】	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (くるみんマーク・プラチナくるみんマークの取得)	次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、仕事と育児の両立がしやすい職場であることがアピールでき、企業イメージアップ、人材確保につながります。くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けると、各府省等が実施する公共調達において加点評価を受けるなど有利になります。
		均等・両立推進企業表彰	男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組(ポジティブ・アクション)及び仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、特に他の模範ともいべき取組を推進し、その成果が顕著である企業を表彰する制度です。
	愛媛産業保健総合支援センター 【TEL:089-915-1911】	メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	全国47箇所を設置する都道府県産業保健総合支援センターでは、事業者や産業保健スタッフ等を対象に、産業保健関係者からの専門的相談対応、産業保健スタッフへの研修、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、管理監督者向けメンタルヘルス教育、産業保健に関する情報提供、治療と職業生活の両立支援に係る相談等を実施します。 都道府県の地域ごとに設置する産業保健総合支援センター地域窓口では、労働者数50人未満の事業場等を対象に、労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導、個別訪問指導等を実施します。
	働き方改革推進支援センター 【TEL:0120-500-987】	働き方改革に向けて抱える様々な課題に対応するためのワンストップ相談窓口	社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規定の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行います。